

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙記載の公開請求（以下「本件請求」という。）について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 平成28年5月20日（受付は同日）、審査請求人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年6月1日、実施機関は、本件請求に対して、「請求文書が存在しないため」との理由により、拒否する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年6月13日（受付は同日）、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

財務課長等の発言（「財産区は元々なかった」）に対する発言の根拠がない。

「請求文書が存在しない為」の非開示（拒否）決定は、開示請求対象文書である「財産区の存置していなかったとする根拠照明書」が存在しないことであって、存在しないとする根拠がない。

根拠がないデタラメを公務員が発言して根拠のない虚偽説明した事は、地方自治法第2条第15項の規定に該当し、16項規定でこれを無効とする。

公務員が発言したことは虚偽発言の出来ない公務員法違反であるから当該処分を取り消し発言の通り根拠を開示せよ。

第4 審査請求の理由

昭和31年7月4日付財産区の存在は事実である。

もし、事実を隠し、虚偽説明のために、財産区は存在しないなど嘘の説明をしたのであれば、当然公務員法違反で地方自治法第2条第15項に抵触し、16項規定で無効である。

財産区は現在存置していない課長等の発言が正しいことの証明が存在しないのだからを財産区は現在存置していることになる。財務課の回答とし

ては、正しい説明をしたことになる。その為、当該「請求文書が存在しない為」の拒否（回答）を妥当として決定し、財産区は現在存置していない事実を認め、現実的に「存置していない」事実の根拠を調査した上で、改めて財産区は現在存置しなくなった事実を議会に報告して公表する義務を負う。

議案第35号で「財産区の存置」を報告しているわけだから、岩出市総務部財務課は「財産区の存置」が証明する文書が存在しないわけだからとの矛盾を解消し、議会に報告せよ。

更に、「大字船戸字北原、同字岩之谷、同字長谷に存在する地番」が付けられている事実が判明した場合、これは不動産登記法違反で地方自治法第2条第15項に抵触し第16項で無効である。

従って、存在した財産区が、国土調査法に基づく地籍調査図に存在せず、大字上三毛の地番が、大字船戸の地番域に存在する場合当然財産区の土地侵奪したことになり、大字上三毛から移動した地番の土地所有者等に容疑が掛かることになる。

当然、存在することを承知の上財務課長等は何らかの目的を以て、財産区の存在を否定する魂胆で虚偽説明をしたものである。

発言を信じた国民を欺く目的であったならば犯罪行為であり、公務員法違反となる。

岩出市職員として財産区がそのものの存在を認めていないのであれば、「請求文書が存在しない為」の拒否の理由を挙げることは出来ない筈である。非開示（拒否決定）を取り消し、存在しないことを立証せよ。

岩出町外4ヶ村協定書第12項の目的は、これを利用したゴルフ場に地番移動させ、町有財産の横領目的であったとすると当然地方自治法第2条第15条に抵触し、16項規定で無効である。

地方自治法第294条～297条規定に基づき岩出市にゴルフ場を運営する権利を設定した場合その収益は民間から民間に渡るのでなく、岩出市決算からの歳出とならなければならない。

地方自治法では、地方公共団体の行為を厳しく監視しており（同第2条第15項）違反した場合は無効とする規定がある（同第16項）

第5 実施機関の説明

実施機関の職員は「岩出市には現在、財産区は存在しない」との説明はしたものの「財産区は岩出町にはなかった」というような説明はしていない。

なお、「岩出市には現在、財産区は存在しない。」との説明は、公文書に基づくものではなく、地方自治法に規定する特別地方公共団体である財産

区が存在する場合にあっては、当該財産区に係る予算や決算に関して議会の議決などが必要であったり、執行機関である市長の補助機関として市の職員が事務を補助することとされているが、そのようなことは行われていないという事実に基づき説明したものである。

したがって、審査請求人が求めるような公文書は、存在しない。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の対象となった公文書について

審査請求人は、実施機関の職員が発言した「実施機関の職員が発言した財産区は岩出町にはなかったとする根拠となる公文書又は、証明できる公文書」と説明した根拠となる公文書の公開を求めている。一方、実施機関は、「岩出市には現在、財産区は存在しない」との説明はしたものの「財産区は岩出町にはなかった」というような説明はしていないとし、その説明も公文書を根拠に説明したのではなく、財産区が存在する場合に必要な行為が行われていない事実に基づき説明したものであって、公文書は存在しないとしている。

2 本件処分の対象となった公文書の存否について

(1) 審査会は、対象となる文書が存在しないとする実施機関からの説明について検討を行った。

(2) 審査請求人は、本件処分対して種々の主張をするが、請求対象となるような公文書の存否に関する主張はなく、審査請求者の主張からは、公文書に基づかない説明は虚偽の説明であり、虚偽の説明をしたときは地方公務員法等に抵触するなど主張するだけであり、公文書が存在しないとする実施機関の主張を否定するだけの事実は認められない。

3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は、財産区の存在について種々の主張をしているが、当審査会は、条例第13条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う公開可否決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・6・17	実施機関からの審査請求に係る諮問書の受理
H28・6・22	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H28・6・29	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H28・7・15	審査請求者に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼
H28・7・25	審査請求者からの反論書（正副2通）の受理
H28・8・1	実施機関に対して審査請求者の反論書（副本）を送付
H28・9・15	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求者から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取

【別紙】

本件公開請求の内容

岩出市総務部財務課長補佐は、昭和31年7月4日付提出の議案第35号に記載する「町有財産はいずれも他の町村との共有であるから協議の上分割してこれを財産区として存置するものとする。」財産区は岩出町にはなかったと発言した。この発言の根拠となる公文書又は、証明できる公文書の原本開示。